

6月5日（金）～多子世帯授業料等の無償化の申請書類配布

6月24日（水）～受付開始



● ＜多子世帯の要件＞

生計維持者（父母等）の扶養する子等が3人以上

※扶養する子は、確定済みの前年以前の税情報により確認。

令和8（2026）年4月に申請する場合は、**令和6（2024）年12月31日時点**の税情報により確認します。

課税証明書やマイナポータルのわたしの情報で令和6（2024）年12月31日時点の扶養人数を確認し、

住民税の申告漏れ等がある場合には、市区町村役場の税務担当部署や税務署等に相談してください。

● ＜扶養する子の範囲＞

- ・ 税情報により確認できる生計維持者の被扶養者のうち、生計維持者の年下の親族、または生計維持者の子
- ・ 課税情報に反映されていない「新たに出生した子」など

（例）出生した生計維持者の実子、委託された生計維持者の里子、生計維持者と特別養子縁組をした子、生計維持者と生計を一にしていると認められる者（※）

※生計維持者の死別、離婚、暴力等からの避難等の事由があり、扶養の事実があるにもかかわらず住民税情報では確認できない子であって、生計維持者と生計を一にしていると認められる場合

（詳しくは教務システムのお知らせに添付のチラシまたは案内冊子に同封のチラシにてご確認ください）

